

令和8年度 各種警報発表時及び自然災害発生時における児童生徒の登校・下校について
(R8.9月改定)

	警報・事象	保護者の対応	学校の対応		
			配信メール	授業の扱い	出欠席
前日	前日の時点で、川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」、または、「レベル4危険警報」の発表が見込まれ、登下校、教育活動等への影響が予想される場合	登校させない	有	翌日が臨時休業	
登校前	午前6時の時点で、川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」、または、大雨・河川氾濫に関する「レベル4危険警報」のいずれかが、発表継続中の場合	登校させない	有	当日が臨時休業	
	レベル3大雨警報・河川氾濫警報、大雪警報が発表中の場合	保護者が安全と判断した場合に登校させる（登校させない場合には、必ずミマモルメで連絡を入れる）	有	原則として通常どおり	保護者の判断で登校を見合わせても欠席・遅刻にはならない
	午前6時の時点で、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合	登校させない	有	当日が臨時休業	
	川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合	登校させない	無	当日と翌日(*)が臨時休業	
	午前6時の時点で、降灰予報が発表継続中の場合	登校させない	無	当日が臨時休業	
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する	有	臨時休業とするかどうか検討し連絡	臨時休業になった場合は欠席にはならない
登校後	川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」、または、大雨・河川氾濫に関する「レベル4危険警報」のいずれかで発表された場合	学校からの連絡により対応する	有	・授業の繰り上げ措置を検討 ・下校方法を連絡	早退にはならない
	レベル3大雨警報・河川氾濫警報、大雪警報が発表中された場合	学校からの連絡により対応する 保護者の判断で引き取りを行うこともできる	有	原則として通常どおり	早退にはならない
	川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合	児童の引き取り	無	・授業の繰り上げ措置 ・翌日(*)が臨時休業	早退にはならない
	降灰予報が発表された場合	学校からの連絡により対応する	有	・授業の繰り上げ措置を検討 ・下校方法を連絡	早退にはならない
	緊急避難場所が開設された場合	学校からの連絡により対応する	有	臨時休業とするかどうか学校が判断し連絡	臨時休業となった場合には欠席にはならない

- ・ 保護者の方は、学校からの連絡を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりいたします。その際、「引き取り票」に記載のある方以外は、引き渡すことができませんのでご了承ください。
 - ・ 上記以外での理由で教育活動の安全を確保するために、臨時休業や引き取り等とする場合があります。
 - ・ 「わくわくプラザ」は、学校が臨時休業した場合は、臨時休室となります。学校が授業の繰り上げ措置をした場合は、閉室となります。その場合、保護者の方が引き取りに来られるまで学校待機となります。既にわくわくプラザ利用時間中のお子様は、わくわくプラザで待機します。
 - ・ 給食の実施については状況により判断となります。
 - ・ メール配信「有」の場合でも、ミマモルメの回線状況等で配信が滞ることがあります。
 - ・ メール配信「無」の場合でも、可能な場合には、学校からメール配信を行います。
 - ・ 気象庁HP等を参照にご対応ください。
- * 発生日が休日・休前日（金曜日等）の場合には、休日明けの平日を臨時休業といたします。